

公調委令和4年（セ）第5号 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任
裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、440万円及びこれに対する令和4年1月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

本件申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、被申請人が居住する自宅兼共同住宅と隣接する自宅に居住する申請人が、被申請人は飼育する犬の鳴き声によって騒音を発生させており、その結果、少なくとも令和2年4月1日から令和3年12月31日までの期間（以下「対象期間」という。）、自宅の静ひつな環境が妨害され、不安障害と診断される程の精神的苦痛を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、慰謝料及び弁護士費用合計440万円及びこれに対する不法行為期間（対象期間）の最終日の翌日である令和4年1月1日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

ア 申請人は、平成30年に肩書地に所在する2階建ての戸建て住宅（以下「申請人宅」という。）を購入し、妻と2人で居住している。（職1、審問の全趣旨）

イ 被申請人は、平成22年から肩書地に所在する2階建ての自宅兼共同住宅（以下「被申請人宅」という。）に単身で居住しており、動物の愛護及び管理に関する法律10条1項に基づく第一種動物取扱業の登録を受け、平成28年から被申請人宅でポメラニアンの繁殖、飼育及び販売を行っている。（審問の全趣旨）

(2) 申請人宅及び被申請人宅の概要

ア 申請人宅の間取りは、別紙1のとおりである。2階の納戸1にある二重窓④は、はめ殺し窓になっている。（職1、審問の全趣旨）

イ 被申請人宅は、1階が被申請人の自宅で2階が賃貸用の共同住宅となっている。2階の共同住宅部分は、東西に3つの居室が並んでおり、被申請人が犬を飼育しているのは中央の居室（以下「本件居室」という。）である。本件居室の間取りは、別紙2のとおりであり、窓はペアガラスが使用されている。（職1）

ウ 申請人宅と被申請人宅との敷地境界の状況は、別紙3のとおりであり、申請人宅北側の壁と被申請人宅の南側の壁との距離は、約1.6mである。（職1）

(3) 本件についての事実経過

ア 被申請人は、令和元年6月時点で犬を7頭飼育しており、申請人は、同月頃から被申請人宅の犬の鳴き声が気になり始めた。申請人は、洋室を寝室として使用するとともに、当時、納戸1をトレーニング用の部屋として使用していたが、同年7月頃からは犬の鳴き声を理由として納戸1を使用しなくなった。（職1、審問の全趣旨）

イ 被申請人は、令和元年８月、騒音対策として、本件居室に防音カーテンを設置し窓枠にウレタン材を設置した。（職１、審問の全趣旨）

ウ 被申請人の飼育頭数は、令和２年１１月、６頭に減少した。（審問の全趣旨）

エ 申請人代理人は、令和３年２月２６日から同年３月１日まで申請人宅で騒音測定を行った（以下「申請人測定１」という。）。（甲Ｂ１）

オ 被申請人は、令和４年から、犬が鳴く頻度を減らすため、朝６時頃に食事と散歩をまとめて行うこととし、同年２月、柏市動物愛護ふれあいセンターに２頭を引き渡し、飼育頭数を４頭に減らした。（職１、審問の全趣旨）

カ 申請人は、令和４年８月１日、本件裁定申請を行った。（顕著な事実）

キ 被申請人の飼育頭数は、令和５年７月に４頭の子犬が生まれたため８頭に増加した。被申請人は、この頃から、朝の鳴き声を減らすため、午前７時頃に水を与えた後、午後６時以降に食事を与えて散歩を行うこととした。（職１）

ク 被申請人の飼育頭数は、令和６年３月、７頭に減少した。（職１）

ケ 公害等調整委員会事務局（以下「事務局」という。）は、令和６年６月１４日、倉片憲治専門委員立会いの下、申請人宅及び被申請人宅の調査及び騒音測定を行った。（職１）

コ 申請人代理人は、令和６年７月２０日から同月２７日まで、申請人宅で騒音測定を実施した（以下「申請人測定２」という。）。（甲Ｂ４）

(4) 騒音に関する規制基準等

ア 騒音規制法に基づく規制基準

（ア）柏市は、騒音規制法に基づき、一定の騒音を発生させ得る金属加工機械や木材加工機械など特定の施設を有する工場・事業所（特定工場等）について、区域及び時間の区分ごとに特定工場等のある敷地境界におけ

る規制基準を定めている。被申請人は、騒音規制法に基づく規制の対象となる施設を設置してはいないが、申請人宅及び被申請人宅の所在する地域（第一種住居地域）は、騒音規制法に基づく区域区分として第二種区域に該当し、その場合の時間区分ごとの基準値は次のとおりである。

（職 1、公知の事実）

朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 5 0 dB以下

昼間（午前 8 時から午後 7 時まで） 5 5 dB以下

夕（午後 7 時から午後 1 0 時まで） 5 0 dB以下

夜（午後 1 0 時から翌日の午前 6 時まで） 4 5 dB以下

（イ）また、規制基準に適合しているかを判定する測定において、音の大きさが、測定に用いる騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合には、測定値の 9 0 %レンジの上端の数値（L5）を指標として評価することが定められている。（職 1、公知の事実）

イ 環境基本法に基づく環境基準

申請人宅及び被申請人宅の所在する地域（第一種住居地域）は、環境基本法 1 6 条 1 項に基づく環境基準（人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）における地域類型では、「B」に該当しており、環境基準の値（等価騒音レベルの値）は、次のとおりである。（職 1、公知の事実）

昼間（午前 6 時から午後 1 0 時まで） 5 5 dB以下

夜間（午後 1 0 時から翌日の午前 6 時まで） 4 5 dB以下

ウ 屋内指針

中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について（答申）」（平成 1 0 年 5 月 2 2 日）は、騒音評価手法として、等価騒音レベルによる方法が適当であるとした上で、生活の中心である屋内において睡眠影響及び会話影響を適切に防止する上で維持されることが望ましい騒音影響に関す

る屋内騒音レベルの指針（以下「屋内指針」という。）を設定し、以下の指針値を示している。（甲Ｂ２、公知の事実）

会話影響 昼間（午前６時から午後１０時まで）４５dB以下

睡眠影響 夜間（午後１０時から翌日午前６時まで）３５dB以下

２ 当事者の主張

（申請人）

- (1) 受忍限度の判断は、規制基準や環境基準ではなく、屋内指針との比較において、騒音の程度、頻度、時間帯などを総合的に考慮して判断すべきである。申請人測定２と事務局による測定を併せて考慮すれば、被申請人は、飼育する犬の鳴き声によって、午後６時台から午後１０時台を中心にのべつまくなしに騒音を発生させている（申請人は、令和４年７月２９日付け責任裁定申請書では、「（以前は）ほとんど１日中吠えていたが、現在は、吠える時間帯は、平日・休日を問わず、午前７～８時頃と夕方の１５～１６時頃が多い。」と主張し、令和５年３月２０日付け準備書面(1)では、朝に犬が吠える時間帯について、「午前６時台に吠えることもある。」と修正していたが、令和６年１１月１１日付け準備書面(4)では上記のとおり主張した。）。

納戸１における騒音の大きさは、５０dB程度のものが頻発し、６０dB半ばを超える場合もあり、屋内指針を超えている。申請人は、騒音によって、日常生活に支障が生じ、不安障害との診断を受けた。

被申請人による騒音は受忍限度を超えており、少なくとも対象期間（令和２年４月１日から令和３年１２月３１日までの期間）について不法行為が成立する。

- (2) 申請人は、被申請人の不法行為によって精神的苦痛及び弁護士費用相当額の損害を被った。精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は４００万円、弁護士費用は４０万円が相当である。

（被申請人）

犬が鳴くのは、午前6時から午前6時半頃まで食事と散歩をしていた時間帯及び被申請人宅の玄関に他人が近づいた時間帯のみであり、鳴き声も大きくはない。被申請人は、動物愛護ふれあいセンターの指導に従い、犬の飼育頭数を減らし、本件居室に防音対策を施し、鳴く頻度を減らすため食事と散歩を同じ時間にするなど努めている。犬の鳴き声は受忍限度内であり、不法行為は成立しない。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前提事実及び掲記の各証拠並びに審問の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 申請人測定1

ア 申請人代理人は、令和3年2月26日午前10時30分から同年3月1日午後8時15分まで、申請人宅2階の納戸1に騒音計を設置して、二重窓④を閉め、二重窓③を開けた状態で騒音測定を実施した。（甲B1）

イ 申請人代理人作成の令和3年7月30日付け「測定結果報告書」には、犬の鳴き声が集中して記録されていた時間帯は別紙4のとおりであり、その大きさは、瞬間値で50～60dBであったと報告されている。（甲B1）

(2) 事務局による測定

ア 測定の概要

事務局は、令和6年6月14日午後5時40分から午後7時00分まで、申請人宅と被申請人宅との敷地境界（別紙3の地点①）、申請人宅2階の納戸1（別紙3の地点②）及び洋室（別紙3の地点③）にそれぞれ1台ずつ騒音計を設置し、騒音測定を実施した。納戸1の測定地点は、申請人測定1と同じ位置である。（職1）

上記の測定時間のうち、午後5時40分から午後6時44分までは、被申請人が既に夕方の散歩を終え、被申請人宅に在宅していた時間帯（以下

「通常時」という。)であり、午後6時50分頃から午後7時00分までは、事務局職員1名が調査のため本件居室に入室していた時間帯(以下「被申請人宅入室時」という。)である。(職1)

納戸1と洋室における窓の開閉状況は次のとおりである。(職1)

納戸1	17:40:00～19:00:00	二重窓④を閉め、二重窓③を空けた状態 (ただし、午後6時36分頃から午後6時37分頃まで二重窓③の開閉があった)
洋室	17:40:00～18:11:50	二重窓②を開けた状態
	18:11:50～18:19:55	二重窓②を一重窓にした状態
	18:19:55～18:44:00	二重窓②を二重窓にした状態
	18:44:00～19:00:00	二重窓②を開けた状態

イ 測定結果

(ア) 敷地境界における騒音レベル

- a 測定データから犬の鳴き声によるものと判断されるレベル波形の個々のピークに当たる騒音レベル値を抽出し、最大値(Lmax)及び90%レンジの上端の数値(L5)を算出した結果は次のとおりである。
なお、被申請人宅入室時の測定結果は、通常時の測定結果と異なり、犬の鳴き声が絶えず記録され、レベル波形の個々のピークも大きい数値が記録されている。(職1)

	Lmax	L5
通常時 (17:40:00～18:11:50)	69.5	64.3
被申請人宅入室時 (18:50:00～19:00:00)	77.2	69.3

- b 犬の鳴き声の発生の有無に関わらず、等価騒音レベル(Leq)を算出した結果は次のとおりである。(職1)

	Leq
--	-----

通常時（17:40:00～18:11:50）	51.2
被申請人宅入室時（18:50:00～19:00:00）	55.9

（イ）納戸 1 における騒音レベル

- a 上記（ア）と同様に最大値（Lmax）及び90％レンジの上端の数値（L5）を算出した結果は次のとおりである。（職 1）

	Lmax	L5
通常時（17:40:00～18:11:50）	53.1	47.5
被申請人宅入室時（18:50:00～19:00:00）	59.5	52.6

- b 上記（ア）と同様に等価騒音レベル（Leq）を算出した結果は次のとおりである。（職 1）

	Leq
通常時（17:40:00～18:11:50）	37.5
被申請人宅入室時（18:50:00～19:00:00）	40.3

（ウ）洋室における騒音レベル

- a 二重窓②を開けて測定した時間帯の測定結果について、上記（ア）と同様に最大値（Lmax）及び90％レンジの上端の数値（L5）を算出した結果は次のとおりである。（職 1）

	Lmax	L5
通常時（17:40:00～18:11:50）	46.9	42.4
被申請人宅入室時（18:50:00～19:00:00）	54.6	47.7

- b 二重窓②を開けて測定した時間帯の測定結果について、上記（ア）と同様に等価騒音レベル（Leq）を算出した結果は次のとおりである。（職 1）

	Leq
通常時（17:40:00～18:11:50）	33.5

被申請人宅入室時（18:50:00～19:00:00）	36.4
-----------------------------	------

- c 二重窓②を閉めて測定した時間帯の測定結果について、上記（ア）と同様に最大値（Lmax）及び90％レンジの上端の数値（L5）を算出した結果は次のとおりである。（職1）

	Lmax	L5
一重窓、通常時（18:11:50～18:19:55）	36.9	35.3
二重窓、通常時（18:19:55～18:44:00）	35.7	33.9

- d 二重窓②を閉めて測定した時間帯の測定結果について、上記（ア）と同様に等価騒音レベル（Leq）を算出した結果は次のとおりである。（職1）

	Leq
一重窓、通常時（18:11:50～18:19:55）	27.6
二重窓、通常時（18:19:55～18:44:00）	26.9

(3) 申請人測定2

ア 申請人代理人は、令和6年7月20日午前11時33分から同月27日午前11時08分まで、申請人宅2階の納戸1に騒音計を設置して、二重窓④を閉め、二重窓③を開けた状態で騒音測定を実施した。測定地点は、申請人測定1及び事務局による測定地点よりも0.3m南側である。（甲B4）

イ 申請人代理人作成の令和6年9月2日付け「測定結果報告書」には、申請人が犬の鳴き声を特にうるさい又はひどいと認識した時間帯が別紙5のとおりであり、その時間帯の犬の鳴き声は、瞬間値で50dB程度のものが頻発し、最大で60dB台半ばであったと報告されている。（甲B4）

2 被申請人が飼育する犬の鳴き声による騒音が一般社会生活上受忍すべき程度を超える違法なものであるかについて

(1) 受忍限度について

被申請人が飼育する犬の鳴き声が違法なものとして、申請人が被ったと主張する損害について不法行為による損害賠償責任が成立するためには、その鳴き声による騒音としての侵害行為の態様と程度、地域環境、被侵害利益の性質と内容、被申請人が既に騒音低減のために行った措置の内容と効果等の諸般の事情を総合的に考慮した上で、申請人が被申請人宅からの騒音によって一般社会生活上受忍すべき程度を越える被害を被っているといえる必要がある。

(2) 侵害行為の態様と程度及び地域環境

ア 申請人と被申請人の居住する柏市の第一種住居地域としての地域環境に適用される騒音規制法上の規制基準及び環境基本法に基づく環境基準は、前提事実(4)のとおりである。なお、被申請人が騒音規制法に基づく規制の対象となる施設を設置しているものでないとしても、騒音の評価をする上では、「敷地の境界線における大きさの許容限度」（同法2条2項）としての同法の規制基準を参照し、特に、犬の鳴き声については、被申請人宅の敷地境界において騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合に該当するとして、測定値の90%レンジの上端の数値（L5）を規制基準と比較することが参考となる。

イ 事務局による測定によれば、「通常時」における敷地境界の騒音レベル（L5）は64.3dBであり、騒音規制法の規制基準（朝（午前6時から午前8時まで）50dB以下、昼間（午前8時から午後7時まで）55dB以下、夕（午後7時から午後10時まで）50dB以下、夜（午後10時から翌日の午前6時まで）45dB以下）をいずれも上回る。

なお、「被申請人宅入室時」の測定結果は、「通常時」の測定結果と異なり、犬の鳴き声が絶えず記録され、レベル波形の個々のピークも大きい数値が記録されている（職1の5頁下段参照）。これは、事務局職員が本件居室内に滞在したことによって、犬が警戒し又は威嚇して鳴き続けたた

めと考えられる。被申請人は単身で居住しており、犬を飼育し始めて以降、共同住宅部分に入居者がいたと認められないことからすれば、被申請人が犬を飼育している通常の状態において、「被申請人宅入室時」と同じ状況が日常的に生じ得るものとは認められない。したがって、「被申請人宅入室時」の測定結果は、異常な事態についてのものとして、受忍限度の評価において考慮することはできない（この点は、後述の納戸1や洋室の測定結果の評価においても同様である。）。

ウ 環境基準に照らした評価

事務局による測定によれば、「通常時」における納戸1の等価騒音レベル（Leq）は37.5dBであり、昼間（午前6時から午後10時まで）の環境基準（55dB以下）及び夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）の環境基準（45dB以下）のいずれをも下回る。この点は、洋室においても同様で、通常時における、二重窓②を開けた状態での等価騒音レベル（Leq）は33.5dB、一重窓にした状態での等価騒音レベル（Leq）は27.6dB、二重窓にした状態での等価騒音レベル（Leq）は26.9dBであり、いずれの状態も、昼間及び夜間の環境基準を下回る。

エ 屋内指針に照らした評価

事務局による測定によれば、「通常時」における納戸1の等価騒音レベル（Leq）は37.5dBであり、昼間（午前6時から午後10時まで）の会話影響に関する屋内指針（45dB以下）を下回るが、夜間（午後10時から翌日午前6時まで）の睡眠影響に関する屋内指針（35dB以下）を上回る。また、事務局による測定によれば、「通常時」における洋室の二重窓②を開けた状態での等価騒音レベル（Leq）は33.5dB、一重窓にした状態での等価騒音レベル（Leq）は27.6dB、二重窓にした状態での等価騒音レベル（Leq）は26.9dBであり、いずれの状態も、昼間（午前6時から午後10時まで）の会話影響に関する屋内指針（45dB以下）、夜間（午

後 10 時から翌日午前 6 時まで) の睡眠影響に関する屋内指針 (35 dB 以下) を下回る。

オ 申請人測定 1 及び同 2 について

(ア) 申請人測定 1 について

申請人測定 1 は、犬の鳴き声が記録されたとする時間帯の騒音レベルの変動の仕方が、事務局による測定で記録された「通常時」のものとおおむね一致しており、騒音レベルも事務局による測定と近い数値となっていることからすれば、その測定及び分析の方法において信頼できるものと考えられる。これによれば、別紙 4 のとおり、夜間も含め不定期的に被申請人宅から犬の鳴き声が発生し、納戸 1 における騒音レベルは瞬間値で 50 ～ 60 dB 程度で推移していたことが認められる。しかし、平成 10 年環境庁告示第 64 号は、環境基準について、騒音の評価手法は、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価すると定め、中央環境審議会による答申も、屋内指針について時間区分ごとの等価騒音レベルによって評価するのが適切であるとしているから、上記の騒音レベルの瞬間値の推移をもって、環境基準や屋内指針との比較をすることは相当ではない。

(イ) 申請人測定 2 について

申請人測定 2 も、基本的にはその測定及び分析の方法において信頼できると考えられるところ、これによれば、別紙 5 のとおり、夜間も含め不定期的に被申請人宅から犬の鳴き声が発生しており、納戸 1 における騒音レベルは瞬間値で 50 dB を超過する値が度々記録され、最大 66 dB 程度に到達していたことが認められる。しかし、納戸 1 における騒音レベルの瞬間値の推移をもって環境基準や屋内指針と比較することが相当ではないことは、上記のとおりである。

(ウ) 申請人測定 2 と「被申請人宅入室時」との比較

申請人測定2において、申請人が被申請人宅からの犬の鳴き声が「特にうるさい」又は「ひどい」と感じた時間帯のうち10分間以上継続したものが、令和6年7月21日午後10時10分頃から午後10時33分頃までの約23分間、同月22日午後7時25分頃から午後7時55分頃までの約30分間、同月24日午後9時01分頃から午後9時16分頃までの約15分間（ただし、午後9時15分頃を「特にうるさい」としているとも解される。）及び同日午後10時01分頃から午後10時18分頃までの約17分間（ただし、午後10時1分頃から午後10時7分頃を「ひどい」としているとも解される。）であったこと並びにこれらの時間帯において、上記のとおり高い数値が記録されていたことは認められる。しかし、事務局による測定の分析結果のうち「被申請人宅入室時」の騒音レベルの推移を示すグラフ（職1の5頁下段）と上記の各時間帯の騒音レベルの推移を示すグラフとを比較しても、時間軸が異なることもあって直ちにレベル波形が類似していると認めることは困難であり、申請人測定2の結果をもって、「被申請人宅入室時」と同程度の騒音が日常的に生じていると認めることはできず、前記イの判断を左右しない（この点は、申請人測定1についても、同様である。）。

(3) 被侵害利益の性質と内容

納戸1における申請人測定1及び2を根拠に、騒音の大きさが、屋内指針を超え、日常生活に支障が生じ、不安障害との診断を受けたとの主張をしている。他方、申請人は、事務局による現地調査の際には、最も被害を感じていた場所が寝室として使用している2階洋室であるとも述べ、被害の中心は睡眠妨害であるとしている（職1の別紙5、6頁）。

前者の主張を前提とする場合、納戸1の測定結果と屋内指針値とを比較して検討すべきであるが、前記のとおり、屋内指針値との比較は、等価騒音レベルによるべきで、申請人測定1及び2の瞬間値ではない。また、

納戸1は前提事実(3)アのとおり、トレーニング用の部屋として使われていたものであるから、比較すべきは、屋内指針値のうちでも、昼間の会話影響に関する屋内指針（45 dB以下）であり、夜間の睡眠影響に関する屋内指針（35 dB以下）ではない。そして、前記のとおり、納戸1における事務局の測定結果では、等価騒音レベル（Leq）は37.5 dBであり、昼間の屋内指針値を下回る。

他方、後者の主張、すなわち睡眠妨害を被侵害利益とする場合は、屋内指針値としては夜間の睡眠影響に関する屋内指針（35 dB以下）を用い、それと比較すべきは、寝室として使用している2階洋室における測定結果であるが、2階洋室における事務局による測定結果では、等価騒音レベル（Leq）は、洋室の二重窓②を開けた状態でも、33.5 dBで、上記屋内指針値を下回る。一重窓にした場合は27.6 dB、二重窓にした場合は26.9 dBで、更に上記屋内指針値を下回ることとなる。

結局、申請人の被侵害利益の性質と内容との関係で検討すると、被申請人が飼育する犬の鳴き声による騒音が屋内指針値を超えとはいえない。そして、この点は、対象期間において同様であったものと考えられる。

(4) 被申請人が既に騒音低減のために行った措置の内容と効果

被申請人が、令和元年8月に騒音対策として本件居室に防音カーテンを設置し窓枠にウレタン材を設置したこと（前提事実(3)イ）、令和4年からは犬の鳴く頻度を減らすため、朝6時頃に食事と散歩をまとめて行うこととし、同年2月、飼育頭数を4頭に減らすなどの対応をとったこと（同オ）、申請人の令和4年7月29日付け責任裁定申請書及び令和5年3月20日付け準備書面(1)では、被申請人の犬が吠えるのは、以前は一日中であったが、現在は、午前7時から8時頃までと夕方の午後3時頃から午後4時頃までが多く、朝6時台に吠えることもあるとしていたこと（当事者の主張(1)）からすると、被申請人は、上記の時期において、騒音低減のための一

定の措置を行い、その効果はあったものと解される（その後、申請人の主張が「のべつまくなし」に変更されたのは、調停の試みが終了した令和5年10月31日の後である。）。

(5) まとめ

以上の(1)から(4)までの検討によると、被申請人宅から申請人宅に到達する犬の鳴き声は、敷地境界においては、朝、昼間、夕及び夜における騒音規制法に基づく規制基準を超過する大きさであり、また、納戸1において、瞬間値において50dBを超過する値が度々記録され、最大66dB程度に到達していたことが認められ、これらは決して看過することは許されず、被申請人において、これを改善する努力が求められるといえることができる。

しかし、申請人が日常生活に支障が生じ、あるいは睡眠妨害が生じていると主張する被侵害利益との関係では、納戸1の等価騒音レベルが、昼間の屋内指針を下回り、寝室である申請人宅2階の洋室においては、夜間及び昼間の屋内指針を下回っているから、申請人に健康被害や日常生活上の支障を生じさせるレベルには至っていないというほかなく、申請人が主張する対象期間（令和2年4月1日から令和3年12月31日までの期間）についても、これと異なるところは認められない。さらに、被申請人は、調停の試みが終了した令和5年10月31日までの間ではあるが、騒音低減のための一定の措置を行っていたものと解される。

以上の点を総合考慮すると、被申請人宅から申請人宅に到達する犬の鳴き声は、一般社会生活上受忍すべき程度を超える違法なものとは認められず、被申請人について不法行為の成立は認められない。

第4 結論

以上によれば、本件裁定申請は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 都 築 政 則

裁 定 委 員 北 窓 隆 子

裁定委員加藤一実は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 都 築 政 則

※裁定文中の別紙 1 ～ 3 は省略

令和 3 年 2 月 2 6 日	午前 1 1 時 3 5 分頃～午後 0 時 1 0 分頃
	午後 3 時 5 0 分頃～午後 4 時 0 0 分頃
	午後 4 時 0 5 分前後
	午後 4 時 5 5 分前後
	午後 5 時 5 0 分頃～午後 6 時 3 0 分頃
	午後 6 時 5 0 分頃～午後 7 時 1 3 分頃
	午後 7 時 2 0 分頃～午後 7 時 4 0 分頃
令和 3 年 2 月 2 7 日	午前 7 時 2 0 分頃～午前 7 時 3 0 分頃
	午前 8 時 2 7 分頃～午前 8 時 3 5 分頃
	午前 9 時 0 0 分頃～午前 9 時 0 7 分頃
	午前 9 時 2 5 分頃～午前 9 時 3 0 分頃
	午前 9 時 4 0 分頃～午前 1 0 時 2 7 分頃
	午後 3 時 0 5 分頃～午後 3 時 4 0 分頃
	午後 4 時 0 2 分頃～午後 4 時 4 0 分頃
	午後 4 時 5 0 分頃～午後 4 時 5 7 分頃
	午後 5 時 3 8 分頃～午後 5 時 4 1 分頃
令和 3 年 2 月 2 8 日	午前 7 時 1 5 分頃～午前 8 時 3 5 分頃
令和 3 年 3 月 1 日	午前 0 時 5 0 分頃～午前 1 時 2 0 分頃
	午前 1 時 3 2 分頃～午前 1 時 3 4 分頃
	午前 1 時 3 9 分頃～午前 1 時 5 7 分頃
	午前 4 時 2 0 分頃～午前 4 時 3 2 分頃
	午前 4 時 4 6 分頃～午前 4 時 5 0 分頃
	午前 8 時 3 5 分頃～午前 8 時 4 0 分頃
	午前 9 時 0 5 分頃～午前 9 時 2 5 分頃

	午後 5 時 2 8 分頃～午後 6 時 1 0 分頃
	午後 6 時 2 0 分頃～午後 6 時 3 0 分頃

令和 6 年 7 月 2 0 日	午後 0 時 2 0 分頃～午後 0 時 2 4 分頃
	午後 0 時 3 1 分頃～午後 0 時 3 5 分頃
令和 6 年 7 月 2 1 日	午後 9 時 5 0 分頃～午後 9 時 5 4 分頃
	午後 1 0 時 1 0 分頃～午後 1 0 時 3 3 分頃
令和 6 年 7 月 2 2 日	午後 7 時 2 5 分頃～午後 7 時 5 5 分頃
令和 6 年 7 月 2 3 日	午後 8 時 3 5 分頃～午後 8 時 4 0 分頃
令和 6 年 7 月 2 4 日	午後 9 時 0 1 分頃～午後 9 時 1 6 分頃
	午後 9 時 1 8 分頃～午後 9 時 2 2 分頃
	午後 9 時 2 7 分頃～午後 9 時 3 5 分頃
	午後 9 時 3 7 分頃～午後 9 時 4 4 分頃
	午後 1 0 時 0 1 分頃～午後 1 0 時 1 8 分頃